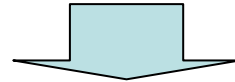


八尾市総合計画について

八尾市産業政策課

1. 総合計画について

総合計画とは...まちづくりや行政活動の最上位の方針。



市は総合計画に基づき予算を編成し、事業・サービスを提供する

参考：地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

○総合計画の構成(第4次総合計画)

	期間	主な内容
基本構想	10年	八尾市の「将来都市像」とそれを達成する「都市づくりの基本理念」を示す。
基本計画	10年	基本構想の将来都市像実現するため、基本的な政策体系に基づき、主要な事業を定める
実施計画	3年	基本計画に定められた主要事業の具体的な実施内容を明らかにするもの。毎年度見直しを実施。

これまでの総合計画

総合計画	計画期間	基本理念・将来像等	計画人口	時代背景等
第1次	昭和41 ～60年度 (20年計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・信貴・生駒の緑に映えるまち ・産業公害・都市公害のないまち ・貧困、不衛生、差別のないまち ・文化的遺産と教育・文化を尊重したまち ・市民の積極的参加を期待するまち 	36万人	高度成長期へ向かう時代
第2次	昭和51 ～平成2年度 (15年計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・信貴・生駒の緑に映えるまち ・健康で快適な生活のできるまち ・明朗で差別のないまち ・文化的遺産と教育・文化を尊重したまち ・市民の積極的参加でつくりあげるまち 	35万人	高度成長から低成長へ向かう時代
第3次	平成3 ～12年度 (10年計画)	緑とふれあいと活力のある生活文化都市 <ul style="list-style-type: none"> ・人間を尊重するまちづくり ・自治を育み市民と連帯するまちづくり ・個性を大切にすまちづくり 	30～32万人	安定成長期
第4次	平成13 ～22年度 (10年計画)	一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾	28万人	地方分権の時代

→ 第5次総合計画は平成23年度～平成32年度の10年間

第4次総合計画(平成13年度～平成22年度)の概要

【基本構想について】

基本構想は「将来都市像」とそれを達成するための「都市づくりの基本理念」を示す。

○都市づくりの基本理念

以下3つの基本理念に沿って将来都市像の実現を目指す。

【都市づくりの基本理念】

人権が尊重され共正の心があふれる人間都市づくり

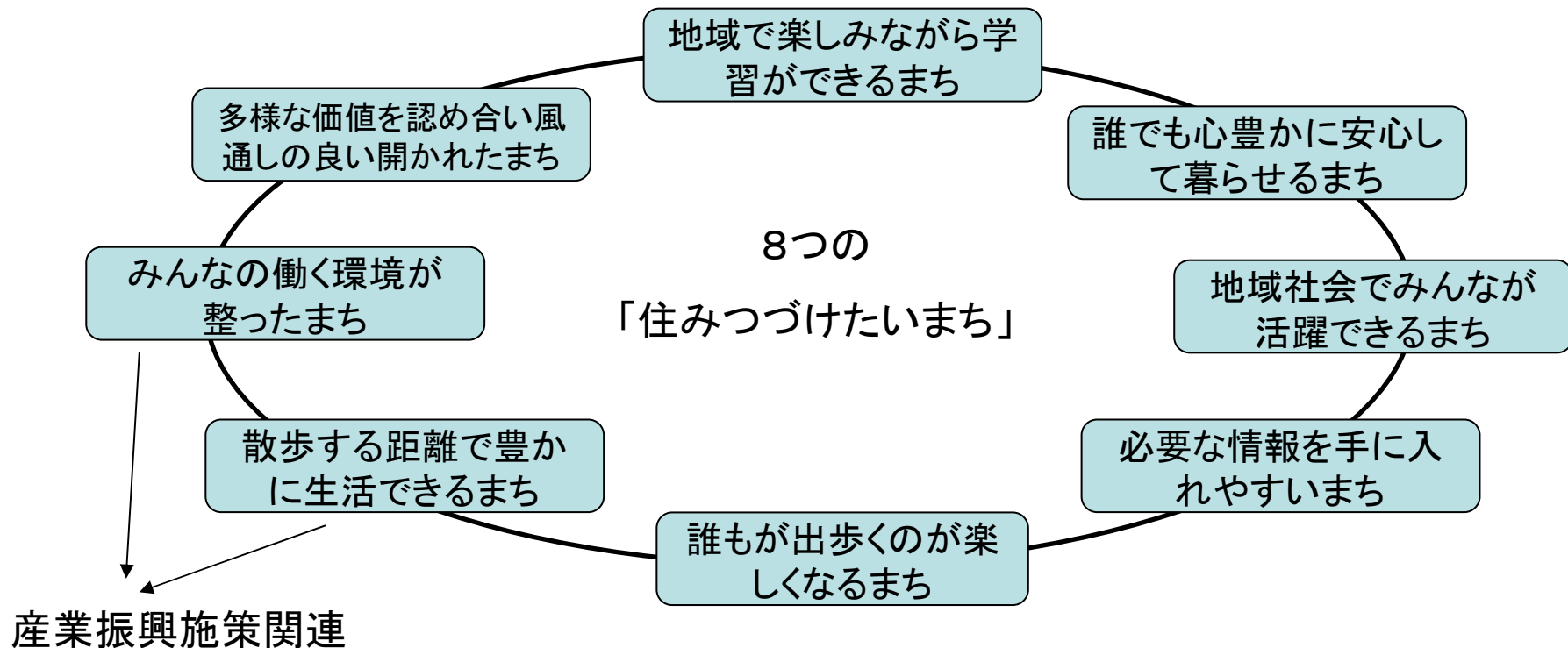
市民主役の自立都市づくり

地域資源を活かした循環型の都市づくり

○将来都市像

「一人ひとりの夢と元気が
未来をつむぐ都市・八尾」

・8つの「住みつづけたいまち」で将来都市像を具体化した目指すまちの姿を提示



・分野別の都市づくりの基本方向

将来都市像を実現するために、5つの分野別に都市づくりの方向性(政策)を示す。

分野	政策
健康福祉分野	○総合的な地域コミュニティケアの充実
教育文化分野	○生涯を通じて学び楽しむ環境づくり ○子どもが健やかに伸びていく教育の充実
産業経済分野	○産業振興方策の検討 ○産業集積機能の強化 ○地域に根ざした産業の振興
生活環境分野	○循環型社会の形成と生活環境の向上 ○安全安心なまちづくりの推進 ○ライフラインの充実と水循環の促進
都市基盤分野	○計画的な土地利用と都市景観の誘導 ○自然環境の保全と緑の創造 ○総合交通体系の形成と道路の整備推進 ○まちづくりと連携した良好な住環境の創造

【基本計画について】

基本構想の将来都市像を実現するため、基本的な政策体系に基づき、主要な事業を定める。

○計画の性格

基本構想の将来都市像を実現するため、政策体系に基づき、行政が主要な事業を明らかにするもので、行政による都市政策の基本的な指針。

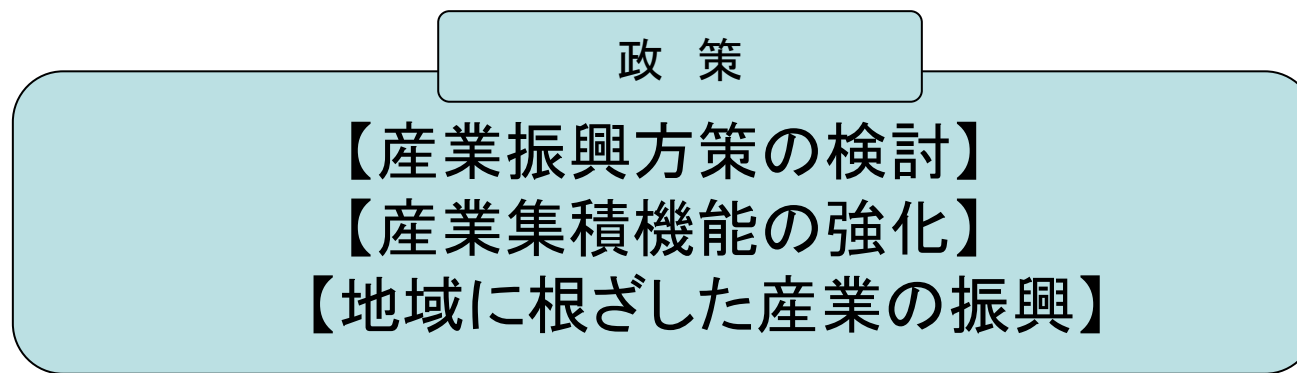
○計画期間

平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年次に設定。また、平成13年度から平成17年度までを前期、平成18年度から平成22年度までを後期とし、中間年度の平成17年度までに見直しを検討。

※基本計画は「市民の夢プロジェクト」、「地域経営システム」、「分野別まちづくりの基本方向」等、複数の切り口で計画設定していますが、今回は「分野別まちづくりの基本方向」に沿ってご説明します。

○基本計画における主要事業について

基本構想における「分野別の都市づくりの基本方向」に沿って、「産業経済分野」として取り組むべき3つの政策ごとに付随する主要事業を明示。



それぞれに基本施策、施策、事業内容を定め、以後10年間で取り組むべき主要事業について明示。

(主要事業のうち実施計画に反映された具体的な事業例)

- 産業振興アドバイザー活用事業 → 中小企業サポートセンター事業
- 商業データベース構築事業 → あきんどOn-Doネット

2. 総合計画に産業政策を位置づける意味・必要性

【平成11年度産業振興に関する提言書】

第4次総合計画に策定に向けて、本市産業振興をより強力に進めていくための長期的枠組として、その反映を期待して提言

○実際に反映された提言内容

「産業振興会議の提言の具体化」
「産業集積の基盤強化」
「産業集積の高度化推進」
「産業集積のネットワーク強化」
「地域に密着した特色ある商業集積・個店づくり」

Etc...

一方で付帯意見での総合計画全体の中での産業振興による活力まちづくりの方向性については十分な位置づけをされておらず、反映を見ていない。

総合計画において位置づけが必要なこと(総合計画策定部会の検討事項)

産業経済分野において、今後10年間の本市の産業政策の
方向性や体系および実施すべき主要事業等



産業政策課が実施する商業・工業振興施策の根拠となる

+

総合計画全体の中での産業振興の位置づけの向上



産業振興に係る分野横断的な課題への対応
八尾市の強み(日本有数の産業集積の街)を活かしたまちづくりの実現

検討のポイント(視点)

- 今後10年の社会経済情勢、潮流を見据えた産業政策のあるべき方向性について。
- 計画的・効果的に事業を実施するための施策体系の整理。重点的に取り組む事業について。
- 税源・雇用の確保、まちの賑わい等、産業政策の推進によるまちづくりの好循環について。
- 教育(人材育成)、都市計画等(工場立地)、分野横断的な課題に対する対応方策について。

Etc...